

議事要旨(6) 実務対応報告公開草案第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」および実務対応報告公開草案第 17 号「商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」のコメント紹介について

石川研究員より、審議資料(6)-1「公開草案に対するコメントの公表」、審議資料(6)-2「連結財務諸表における新株予約権及び自己新株予約権の取扱い」、実務上の取扱いに関する文案である「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」及び「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」に基づき、会社法対応専門委員会における検討状況についての説明が行われた。なお、標記実務対応報告は、第 95 回企業会計基準委員会(平成 17 年 12 月 20 日開催予定)における公表議決を予定している。

当委員会は、平成 17 年 10 月 19 日に標記公開草案を公表し、同年 11 月 21 日までコメントを募集していたが、当該期間中に 7 件のコメントが寄せられた。これらのコメントの分析等を踏まえ、公開草案からの修正を予定している主な箇所は以下のとおりである。

新株予約権の取得者側の会計処理について、新株予約権に取得条項が付され、当該取得条項にもとづき、発行会社に新株予約権が譲渡された場合には、新株予約権者による権利行使というよりは、発行会社による権利行使という側面が強いため、譲渡に際しての受取対価の種類に関わらず、譲渡した新株予約権の帳簿価額と受取対価との差額を損益に計上する。

自己新株予約権の帳簿価額が対応する新株予約権の帳簿価額を超える場合において、当該自己新株予約権の時価が著しく下落し、回復する見込みがあると認められないときの会計処理について、自己新株予約権が処分されないものと認められる場合の処理との整合性の観点から、損失として処理する額を、対応する新株予約権の帳簿価額を超える額とする。

新株予約権及び自己新株予約権の連結財務諸表上の会計処理について、親会社が発行した新株予約権を親会社が保有している場合及び連結子会社が発行した新株予約権を当該連結子会社が保有している場合は、自己新株予約権として処理し、親会社が発行した新株予約権を連結子会社が保有している場合及び連結子会社が発行した新株予約権を親会社が保有している場合は、連結会社相互間の債権と債務の相殺消去に準じて処理する方向で検討したい。これらは新株予約権が株主資本以外の項目であることを重視したものである。

なお、審議において、委員等より、コメントの内容を確認する発言はあったが、上記修正案の変更を伴う意見はなかった。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。